

# 春は引越の季節です

市役所などでの  
手続はお早めに！

## 住民登録

大洲市役所で転出手続きをする場合

- ①市役所市民課または各支所市民福祉課で転出手続きをして「転出証明書（無料）」を受け取ってください

## 《持ってくるもの》

- 運転免許証・パスポートなど本人であることが確認できるもの
- 認め印
- 代理人の場合は委任状

## 住民基本台帳カードを持って

- ②転出後、転入した日から14日以内に、新しい住所地（引越し先）の市町村役場で転入手続きをしてください。

住民基本台帳カードを持って  
いる人は、新しい住所地の市町村役場でカードを提示すれば、転入手続きができます。

- ①新住所地で転入手続きをする前に、今までの住所地（大洲市役所市民課または各支所市民福祉課）へ「付記転出届」を郵送してください。
- 異動年月日
- 新しい住所・世帯主氏名

## 《付記転出届の必要事項》

- 今までの住所・世帯主氏名
- 移動した人の氏名・生年月日・住民票コード・連絡先

※住民票コードが分からない場合は、本人確認のため運転免許証・住民基本台帳カードのコピー

- ②大洲市で作った住民基本台帳カードは、転入先の市町村役場で回収されます。

## 印鑑登録をしている人

- ①印鑑登録証を市役所市民課または各支所市民福祉課に返してください。
- ②新しい住所地で新たに申請してください。

## 国民年金

新しい住所地で「住所変更」の手続きをしてください。

## 国民健康保険

- ①転出手続きの際、保険証を市役所市民課または各支所市民福祉課へ返してください。
- ②新しい住所地で新たに健康保険の手続きをしてください。

## 国民健康保険証の更新について

国民健康保険に加入している皆さんが現在お持ちの保険証は、平成18年3月末で有効期限切れとなります。

新しい保険証は、3月末に配達記録郵便で各世帯に送付いたします。届きましたら内容をご確認いただき、期限切れの保険証は4月以降、本庁市民課または各支所市民福祉課・各連絡所までご返却ください。

また、4月以降も遠隔地の保険証が必要な人は、届出が必要です。

## 《持ってくるもの》

- 世帯の保険証
- 今まで使っていた遠隔地の保険証
- 認め印
- 学生の場合は、4月以降に発行された在学証明書

## 郵送で、戸籍謄本、住民票等を取り寄せたいとき

次の必要事項を明記し、返信用封筒と代金を同封のうえ、申請してください。

## 《必要事項》

- 戸籍謄抄本・戸籍附票の場合  
本籍地、筆頭者氏名、謄本・抄本の別（抄本の場合は必要な人の名前、必要な数、請求理由、請求者との関係（続柄）、請求者の住所、氏名、押印、電話番号  
住民票の場合  
住所、世帯主氏名、世帯全員・一部の別（一部の場合は必要な人の氏名）、必要な数、具体的な請求理由、請求者の住所、氏名、押印、必要な人との関係、電話番号

## 《同封するもの》

返信用封筒（切手を貼ったもの）に住所、氏名を書き、同封してください。代金は、規定の証明手数料金分の郵便小為替を同封してください。（現金の場合は、現金書留扱い）

## 問い合わせ先

- 市役所市民課  
☎24 2111
- 長浜支所市民福祉課  
☎52 1111
- 脇川支所市民福祉課  
☎34 2311
- 河辺支所市民福祉課  
☎39 2111

## 療養給付の受給資格者証

- ①母子家庭、乳幼児、重度心身障害者、老人医療の受給資格者証を市役所保健環境課または各支所市民福祉課に返してください。
- また、65歳以上の人は、介護保険被保険者証を市役所高齢福祉課または各支所市民福祉課へ返してください。

また、65歳以上の人は、介護保険被保険者証を市役所高齢福祉課または各支所市民福祉課へ返してください。

社課へ返してください。

- ②新住所地で新たに手続きをしてください。
- 問い合わせ先  
市役所保健環境課  
☎24 2111（内線165）  
市役所高齢福祉課  
☎24 2111（内線173）  
長浜支所市民福祉課  
☎52 1111  
脇川支所市民福祉課  
☎34 2311  
河辺支所市民福祉課  
☎39 2111

## 水道料金の精算など

転出・転入どちらの場合でも、メーター確認などが必要です。事前に水道課（市役所横の建物）まで連絡してください。

- 問い合わせ先  
市役所水道課直通  
☎24 3753  
水道課長浜分室  
☎52 1111  
脇川支所建設農林課  
☎34 2311  
河辺支所建設農林課  
☎39 2111

## 小・中学校の転校手続き

- ①市役所市民課または支所で転出・転入の届出をしてください。
- ②住民異動届が済みしだい、学校教育課市民会館3階または各

また、65歳以上の人は、介護保険被保険者証を市役所高齢福祉課または各支所市民福祉課へ返してください。

支所教育課にご相談ください。  
③ 転校する場合は、在学中の学校で「在学証明書」などの書類を受け取り、転出先の小・中学校に提出してください。

お問い合わせ先  
教育委員会学校教育課  
☎ 24 17333 (直通)

長浜支所教育課 ☎ 21111  
 大洲支所教育課 ☎ 23111  
 河辺支所教育課 ☎ 21111

**児童手当を受けている人**

市役所社会福祉課または各支所市民福祉課で手続きをしてください。

**◆ 転入の場合**

**《必要な物》**

○ 認め印  
 ○ 保険証の写し (国民年金加入者・年金未加入者は不要)

○ 所得証明書 (平成17年1月1日に大洲市に住民票がなかった人)

○ 請求者本人名義の通帳 (郵便局は除く)

なお、大洲市から転出される場合も届出が必要になります。  
お問い合わせ先

市役所社会福祉課

☎ 24 2111 (内線188)

長浜支所市民福祉課

☎ 21111

大洲支所市民福祉課

☎ 23111

河辺支所市民福祉課

☎ 21111

**障害の認定を受けている人**

身体障害者手帳・療育手帳を

持っている人は、新住所地の福祉事務所で住所変更の手続きをしてください。

また、特別児童扶養手当受給者、特別障害者手当受給者、障害児福祉手当受給者、福祉手当受給者、心身障害者扶養共済加入者などについても同様に新住所地の福祉事務所において所定の手続きを行ってください。

なお、支援助費制度の受給者証をお持ちの方は事前に市役所高齢福祉課へご連絡ください。

お問い合わせ先  
市役所高齢福祉課障害福祉係  
☎ 24 2111 (内線179)

長浜支所市民福祉課  
☎ 21111

大洲支所市民福祉課  
☎ 23111

河辺支所市民福祉課  
☎ 21111

**市役所以外の手続きは**

**◆ 運転免許証**

新住所地の警察署で住所変更手続きをしてください。

**◆ 自動車所有している人は**

運輸事務所登録変更手続きをしてください。

**◆ 郵便物**

最寄りの郵便局へ転居届を出しておく、一年間は転居先に郵便物を転送してもらえます。

**◆ その他**

銀行、電気、ガス、電話などの変更や廃止手続きも忘れないようにしましょう。

**「愛媛地方税滞納整理機構」設立 (その3)**  
～県内全市町加入の徴収専門組織～

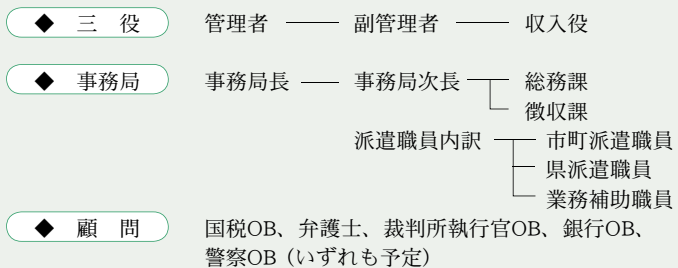
○ 「愛媛地方税滞納整理機構」の目指すものとは？

今回設立に至った「愛媛地方税滞納整理機構」は、滞納額の縮減を図るとともに、市町・県・機構間の連携を密にしながら、大多数の納期内納税者の目線に立って、税における公平な社会の実現を目指していきます。  
また、機構の活動を通じて、徴収実務の知識等を市町に反映することにより、県下全域における徴収能力の向上を図ります。

○ 「愛媛地方税滞納整理機構」の3つの役割

1. 滞納整理の専門機関 (最終機関) としての役割  
機構は、徹底した財産調査に基づく滞納処分を執行し、市町の滞納整理の専門機関、最終機関としての役割を担います。
2. 研修機関としての役割  
機構では、内部研修や外部専門研修への派遣等を通じて、滞納整理のプロを養成するとともに、各市町の徴収能力の向上を促進します。
3. 援助機関としての役割  
相談相手として市町の徴収業務を支援するとともに、各市町の徴収事務に係る現状を分析し、それに基づき的確な指導・助言を行います。

○ 「愛媛地方税滞納整理機構」の組織について



**確定申告のお知らせ**

所得税や贈与税の申告・納付の期限は3月15日(水)です。  
申告期限間近になりますと、税務署は大変混雑し、長時間お待ちいただくようなことになりかねませんので、申告は出来るだけ早めにお済ませください。

また、個人事業者の消費税および地方消費税の申告・納付の期限は、3月31日(金)です。  
申告書などの提出は、出来る

だけ郵送で提出してください。  
なお、申告書用紙やわかりやすい「所得税の確定申告の手引き」などは税務署のほか、市役所税務課、各支所総務課及び各連絡所の窓口でもお渡しできますので、ご利用ください。  
お問い合わせ先

大洲税務署 ☎ 24 3115

国税庁ホームページアドレス  
<http://www.nta.go.jp>

**税の相談電話**

☎ 24 3635

市内通話料金で税務相談室松山分室または高松国税局税務相談室と相談ができます。

**年中無休・24時間**

電話・ファックス・インターネットで身近な税金についての質問にお答えします。

☎ 089・921・7799

<http://www.taxanswer.nta.go.jp>

# みんなで創るろ！大洲市総合計画 アンケート調査結果報告

大洲市では、新しいまちづくりの指針となる「大洲市総合計画」（平成19年から平成28年）の策定にあたり、広く市民の皆さんの考えをお聞かせいただき、計画の基礎資料として活用するために、市民アンケート調査を行いました。このたび、その結果がまとまりましたので、概要をご報告します。

## 総合計画とは？

大洲市の目指すべき姿とその実現のために、長期的な視点に立ち基本的な方針を示すもので、市政の根幹となる計画です。まちづくりの基本理念や目標を明らかにした基本構想とその実現のための施策を体系的に示した基本計画からなります。大洲市総合計画（第1次総合計画）の期間は、平成19年から平成28年までの10力年です。

## アンケート調査の概要

今回の調査は次のように実施しました。  
調査にご協力いただきました皆さん、ありがとうございました。

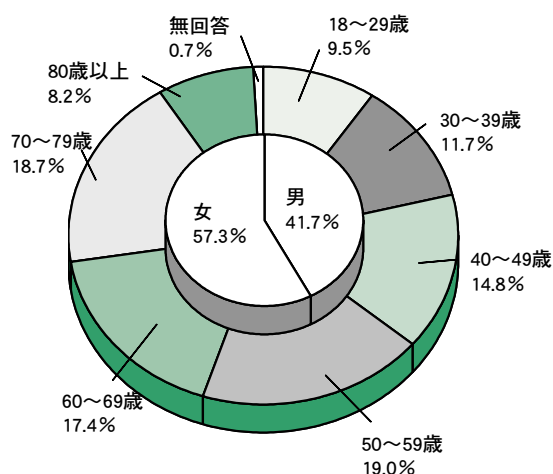
### 《市民アンケート》

- 調査対象 10,000人（18歳以上の人を対象に、住民基本台帳から無作為抽出しました）
- 調査時期 平成17年9月
- 調査方法 郵送による調査票の配付・回収
- 有効回答数 4,533人（回収率45.3%）

### 《中・高校生アンケート》

- 調査対象 1,124人（市内の中学2年生、高校2年生全員）
- 調査時期 平成17年10月
- 調査方法 各学校を通じて調査票を配付・回収
- 有効回答数 1,086人（回収率96.6%）

市民アンケート  
性別・年齢別回答者数の構成



## アンケート結果

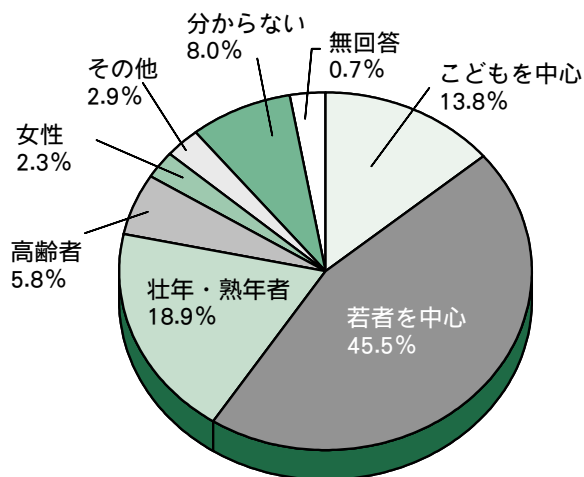
**問** 今後10年間、誰を中心において、重点的にまちづくりを進めるべきでしょうか。

(市民アンケートより)

### 「子どもを中心にする」「若者を中心にする」が59.3%

「若者を中心にする」45.5%と最も高く、次いで「壮年・熟年者を中心にする」18.9%、「子どもを中心にする」13.8%、「高齢者を中心にする」5.8%などとなっています。

少子高齢社会を迎え、高齢者福祉とともに少子化対策が重要課題となっています。今後10年間は、高齢者にとって住みよいまちづくりを目指すとともに若者や壮年・熟年者、子どもなど、高齢社会を支える世代のためのまちづくりや取組みが課題です。



**問** 生活環境について、どれくらい満足していますか。また、何が重要ですか。

(市民アンケートより)

#### 満足度

##### ベスト5

- 1 水道
- 2 食品や日用品の買い物
- 3 ごみの分別収集や資源回収
- 4 自然環境
- 5 住民検診や健康指導

##### ワースト5

- 1 雇用の機会
- 2 電車やバスの利用のしやすさ
- 3 身近な子どもの遊び場や居場所
- 4 少子化対策
- 5 娯楽やレジャー環境

#### 重要度

##### ベスト5

- 1 雇用の機会
- 2 病院や医院など医療機関
- 3 保健医療サービス
- 4 消防・救急体制、防災体制
- 5 子育て支援

次の5分野での行政の取組み38項目について、どのくらい満足しているか（満足度）、また、今後の取組みがどのくらい重要と思われるか（重要度）を4段階評価で答えていただきました。

□ 5分野

- 教育・文化（6項目）
- 保健・医療・福祉（9項目）
- 産業振興（5項目）
- 生活環境（11項目）
- まちづくり（7項目）

満足度 = 「満足」「普通」「不満」「わからない」

重要度 = 「重要」「普通」「重要でない」「わからない」

その結果、満足度の高かった項目、低かった項目、そして特に重要度が高いと皆さんが考えている項目は、左のとおりになりました。